

平成28年 8 月24日

平成28年

第 8 回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

平成28年第8回大田区教育委員会定例会会議録

平成28年8月24日（水曜日）午後2時から

1 出席委員（6名）

芳賀 淳 委員	委員長
藤崎 雄三 委員	委員長職務代理者
横川 敏男 委員	
鈴木 清子 委員	
尾形 威 委員	
津村 正純 委員	教育長

2 出席職員（10名）

教育総務部長	水 井 靖
教育総務課長	井 上 隆 義
副参事（教育政策担当）	曾 根 暁 子
副参事（教育施設担当）	布 施 満
学務課長	森 岡 剛
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	増 田 亮
副参事	田 井 俊 行
学校職員担当課長	佐 藤 國 治
教育センター所長	岩 田 美 恵 子
大田図書館長	山 中 秀 一

3 日程

日程第1 教育委員の報告事項

日程第2 議案審議

第31号議案 平成28年度 第二次補正予算の追加要求について

第32号議案 学校教育法附則第9条の規定に基づく平成29年度
特別支援学級使用教科用図書採択について

~~~~~  
(午後2時開会)

○委員長

ただいまから、平成28年第8回大田区教育委員会定例会を開会いたします。

本日は傍聴希望者がおります。

委員の皆様には傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

## ○委員長

では、傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

## ○委員長

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、または拍手そのほかの方法により、公然と可否を表明することは禁止されております。ご協力よろしくお願いいたします。

では、これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に鈴木委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

## ○事務局職員

日程第1は、「教育委員の報告事項」でございます。

本日は、芳賀委員長からご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

## ○委員長

資料)「児童間の事故」と「学校」との法律関係 — 2件の裁判例を素材に  
それでは、私からご報告します。

今日のテーマとしましては、児童と児童の間の事故と学校との法律関係ということで、2件の裁判例を素材にご説明したいと思っております。

第1に、【今日のめあて】ですが、一つが、児童間、つまり児童同士の事故が発生した場合、「被害児童」、「加害児童」、「学校」の三者間の法律関係を理解すること。かぎ括弧をつけてあるのは、被害児童のご両親なども含めて、加害児童のご両親なども含めてというような意味、ニュアンスが入っています。

2つめは、どういう場合に学校が責任を負うことになるのか、注意点は何か、ということについて。

時間が限られていますので、本当の大ざっぱな話ですけれども、ご説明したいと思いません。

第2に、まず【前提の知識】からいきます。

1、民法の構造ですが、子ども、大体12歳以下 の行為の責任を第一次的に負うのは、親です。

(1) 民法712条の条文を確認しますが、「未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。」

自己の行為を弁識する能力がなかったときは、賠償を負わない。要するに、自分は負わないのだから、結局、親が負うということになるのです。

それで、※印のところにあるように「自己の行為の責任を弁識するに足りる知能」というボーダーラインは、裁判例で、結構ばらつきがあるのですけれども、大体12歳とされてい

ます。要するに、12歳以下の子どもの行為については、子どもは責任を負わず、監督義務者、多くの場合は親が責任を負うということです。他方、12歳を超える子どもの行為は、原則として子ども本人が責任を負う。裏返せば、親は責任を負わないということになります。

ただ、例外的に親が責任を負う場合もあるという判例、裁判例もあるのですが、原則論はそうだということです。

あともう一つ、大事な条文を確認しておきます。

(2) 民法714条1項、ここで、「前2条」というのは、さっき申し上げた712条が含まれます。「前2条の規定により、責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかつたとき、またはその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったことは、この限りではない。」

2項「監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も前項の責任を負う。」

要するに、この二つの条文を混ぜるといふか、合わせるとどうなるのかというのが

(3) 親が714条1項の第一次責任を負うということです。民法の820条で、親は子どもに対して監護義務を負うというのが前提になっています。要するに、監督する責任です。

学校は714条2項（代理監督者）、親にかわって監督すべきものですから、第二次責任の一例になります。一例というのには、例えば、これは学校だけではなくて、幼稚園や保育園だったらその幼稚園、保育園の先生ですし、あるいはほかの民間のサークル活動みたいなところに行けば、当然そこでのコーチであるとか、いろいろな人たちが関係してくる可能性があります。

ただ、代理監督者の監督義務の範囲はそんなに広くなくて、親権者などのそれが児童の全生活関係に及ぶのと違って、先生の場合で言えば、学校教育の場における教育活動及びこれと密接に関連する生活関係についてだけに限られるということです。

後の裁判例でみるとおり、学校教育の場における教育活動に含まれるかどうかというのが一つの争点になるわけです。※印に書きましたが、では被害者側は、第一次責任の親と、第二次責任の学校と両方訴えられるのかしらというあたりが疑問に思われるところですが、被害者側は第一次責任の親だけを訴えても、第二次責任の学校だけを訴えても、両方を訴えてもいいわけです。それぞれに損害全額を請求できます。

こういうのを不真正連帯責任といいまして、被害回復を十分にするためなのです。ただ、損害賠償を2倍取れるわけではない。あくまでも100の損害なら100。100の限度でしか取れないということです。

それで、じゃあおかしいじゃないか、学校は別に責任はなくても、あるいは責任がちょっとしかないのに全額払わされたじゃないかなんていう場合には、学校側が被害者に被害弁償した場合、第一次責任者である加害児童側に一部とか、あるいは全部を求償するというようなことがなされるわけですね。

2、「被害児童」がけがをした場合、被害弁償を求めるなら、端的に「加害児童」だけを訴えればいいのに、何で学校の責任まで求めるのかということについてです。

まず、(1)で書いてあるように、一番多いのは、要するに「加害児童（側）」に、被

害弁償の資力がない場合。お金がない場合、「加害児童」に対して幾らやっても仕方がない、判決を取っても仕方がないというような場合が、現実では一番多いのだろうと思っています。

次に多いのが、(2) 事故後の学校の対応などに学校側独自の過失があった場合ですね。一番多いのが、例えば子ども同士がけんかしてけがをしたと。その後、保健室に連れて行ったけれどその後の対応がよくなかった、救急車を呼ぶべきだったのに呼ばなかったパターンですね。ただ、これは正確には学校が加害児童に対する指導を怠ったか否かという問題では実はなくて、むしろ、学校が被害者の児童に対してもっと注意深く観察して、救急車を呼んであげればよかったねという義務であって、少し違うのですけれども、ただ実際の裁判では、そういうのを混ぜこぜになって訴えられることが出てくるといことが、しばしばあります。

それと、もう少しケースとしては少なくなるのですが、最近非常に目立っているのは、(3) の「真実を知りたい」というパターンですね。要するに事件、学校が関係するような場所で事故が起きた場合、なぜ、うちの子どもがけがをしてしまったのか、そのときの状況を知りたいという。けれども、なかなかその目撃していたほかの児童とかに直接話を聞くことができない。場合によっては先生たちからも直接話を聞くことができない。学校から書面による説明があるだけだ、何か納得いかないというようなお気持ちになって、裁判になれば、実際に証人尋問とか何とかで聞けるのではないのか、もう少し事実がわかるのではないかというのが、主たる動機だという裁判も最近お見かけする。最近でもない、昔からありますけどね。

それから(4)、人間関係的に加害児童側を訴えたくないというケースもあります。どうということかと言いますと、被害児童と加害児童の家が近所であったりとか幼なじみであったりとかして、加害児童を訴えたりすると、近所付き合いとかがしにくくなる、人間関係が悪くなるというような場合ですね。要するに、「学校を卒業したら、学校とはもう他人けれども、近所は永遠だ」みたいな人間関係があったりします。そういう理由で、学校は訴えるけれど加害児童は訴えたくないというようなパターンが現実には起きているということです。

あと、弁護士の的にはテクニックをかなり使う場面なのですけれども、場合によっては、事件の様子によっては、加害児童から有利な証言を得たいという場面がたまにあります。要するに、被害児童から見たら加害児童が悪いのですけれども、場合によっては加害児童から自分にとって有利な証言（トータルでみた場合にですが）を得たいなんていうときがありまして、そのときに加害児童を敵に回して訴えてしまうと証言が取りにくくなるので、あえて加害児童は訴えずに、学校とかだけを訴えるなんていうことも、弁護士としては考えるときがあるし、実際に起きているケースでもあると思います。

今、挙げてきたように、学校側が直接責任を負う、学校側がけがをさせたわけではないのにもかかわらず、学校が裁判とかに巻き込まれるパターンがあるということも、何となくご理解いただけたのではないかと思います。

では次に、学校が責任を負うか否かの分析の枠組みですが、以下の要素の総合判断にな

ります。

(1) 年齢。学年が下がっているときには、要するに、極端に言うとも赤ちゃんに近いわけですから、当然、監督している先生なんかいっぱい面倒を見て、始終注意していなければいけない。段々学年が上がっていくにつれて、それは自分たちの責任だよねと。むしろ親のしつけの問題だよねというニュアンスになります。だから年齢が上がるにつれて、学校の責任は認められにくくなります。

(2) 時間帯という問題ですね。授業中か、休み時間か、放課後か、休暇期間中か。これも皆さん一般論としてご理解いただけたらと思いますが、授業中が認められやすく、放課後は認められにくい。当たり前です。先生がどれだけ監督しやすいかと、現実には監督しているかということになります。

(3) 場所。これももちろんご理解いただけるように、校内のほうが認められやすい。それは校内のほうが先生の目が行き届きやすいですね。

(4) 加害児童と被害児童の間の事件と学校との関係の濃淡ですね。学校の外でトラブルなどがあっても、それが学校のことと結びついているかどうかというようなことがあります。たまたま休暇期間中に学校の外でけんかが起きたなんていう場合は、今の話でいくとほとんど学校が責任を負わなくてもいいケースなのですが、それがずっと長年にわたっての学校内でのいじめ関係みたいなものが背景にあって、それを学校側が認識していたにもかかわらず手を打っていなかったというような状況のときには、関係がないとも言えなくなってくるということがあると、そういう意味です。

(5) その他、加害児童の日ごろの素行などということですが。要するにこの児童はこういうことをしちゃうから、注意しておいたほうがよかったのにとというようなニュアンスがあり得ます。

以上ですが、ただ、これら全部の総合判断ということになりますから、一つの要素で決まらないので、難しい判断になる場合があるということですね。

それで、裁判例で、その当てはめをちょっと勉強しましょうということですが。

第3【裁判例から】ということで、1番の事件。自習中の事故、最高裁の平成20年4月18日の判決です。

事案の概要。事案が大事ですので、ちょっとゆっくり目に読みますね。

公立小学校3年生です。3年生の男子児童Aは、学校に午前8時5分までに登校し、8時20分まで朝自習をし、8時20分から朝の会を行うことになっていた。担任教諭は、登校時刻までに教室に入り、自習の課題を黒板に記載することを日課としている。

本件事故が発生したのは、午前8時5分から8時20分までの朝自習の時間帯でした。なおAのクラスでは、朝自習の時間帯には、「用もないのに自分の席を離れない」という約束事がありました。クラスの児童数は34名。

②、この3年生の児童Aは、自分のベストが教室の後方にあるロッカーから落ちているのに気づき、これを取りに席から離れました。Aはベストにほこりがついていたので、これを取るため、上下に振ったが取れなかったので移動し、ベストを頭上で弧を描くように何回か振り回した。そのとき、同じ組の女子児童X1は、ランドセルをロッカーにしまおうとして、席を立ち後ろを向いたため、Aのベストのファスナー部分がX1の右眼にあた

り、外傷性虹彩炎等の障害を負いました。それでX 1とそこご両親のX 2は、Yに対して損害賠償を請求したということです。Yというのは学校のことです。学校に対して損害賠償を請求したということです。

(2) 二審の判決です。ちなみに一審判決はこの請求を棄却しています。それに対して二審判決はそれをひっくり返しました。東京高裁平成19年4月11日。

①小学校の担任教諭は、教室内の各児童に対して注意力を適正に分配してその動作を注視し、危険な行為をする児童を制止したり、嚴重な注意を与えるなど適切な指導を行い、児童を保護監督して事故を未然に防止する義務があると。これが一般論です。

②が当てはめなのですが、本件の事故は、担任教諭が教壇付近の自席に座っていた教室内で発生したものであり、しかも、担任教諭の席の周りには4、5名の児童がやってきて話をしていたのであるから、他の児童も席を立ったりして気ままな行動に出やすいことも考えられる状況であったこと、担任教諭が教室全体を注視するのは物理的に決して不可能ではないこと、児童の日ごろからの傾向を見て、児童が離席し動き回ることも予測して、学級の約束をして「用もないのに自分の席を離れない」と定めることとしていたことからすると、担任教諭も、本件事故におけるような行為もあり得ると予想して、事故の発生を未然に防止すべきである。しかるに、担任教諭は、自席の周りにいた4、5名の児童に気を取られ、本件事故を発生させた。だから過失があったということです。

この高裁判決というのは、要するに席を立てて動き回ることがよくないことであって、それをとめなかったところが悪いのだと、大ざっぱに言えばそういう発想に立っています。

これに対して最高裁判決は、またこの高裁判決をひっくり返して、結局、原告らの請求を棄却しています。

①これは最高裁判決の話ですが、朝自習の時間帯であっても、朝の会に移行する前に、忘れ物の申告等、担任教諭に伝えておきたいと思っていることを話すために同教諭の下に行くことも、教科書など授業を受けるのに必要な物を机に入れてランドセルをロッカーにしまうことも、児童にとって必要な行動というべきであるから、用もないのに自分の席を離れないという学級の約束は、このような児童にとって必要な行動まで禁じるものではなく、児童が必要に応じて離席することは許されていたと解される。

②Aが日常的に乱暴な行動をとっていたなどの事情もないから、Aの離席自体をもって、Aの問題行動とはいえない。

③ベストを頭上で振り回す直前までのAの行動は自然なものであり、特段危険なものでもなかったから、他の児童らに應對していた担任教諭において、Aの動静を注視し、その行動を制止するなどの注意義務があったとはいえず、Aがベストを頭上で振り回すというような危険性を有する行為に出ることを予見すべき注意義務があったともいえない。

したがって、担任教諭が、ベストを頭上で振り回すという突発的なAの行動に気づかず、本件事故の発生を未然に防止することができなかつたとしても、担任教諭に児童の安全確保または児童に対する指導監督についての過失があったということはできないということです。

おわかりのとおり、高裁判決は動き回ること自身がいけないことであり、それは防止す

べきだという発想だったのに対し、最高裁判決のほうは、用がないのに動いちゃだめだよというルールがあったとしても、別に何か用があって動くことがあることはあり得るわけですから、その範囲のことをやっている場合によって、それ自身を止めなきゃいけないというわけではない。

要するに、ベストを振りまわす直前までは、特に注意する必要はなかったでしょうというニュアンスのところになります。あとはベストを振り回したのが2分も3分も続けていたら、多分、先生が注意してやめさせたのでしょけれど、残念ながらベストを振りまわした直後に事件が起きてしまったということだろうと思います。

実感的には、私も学校公開とか、自分自身の学校の経験から考えると、この最高裁の判決の見方のほうが常識にかなっているのかなという感じはしていますが、ただ、高裁判決でああいうのが出るぐらい、結構、微妙な判断が分かれる可能性があるというのも、ご認識いただきたいと思います。

あとちょっと、悩ましいところですが、4ページの下②のところですね。「Aが日常的に乱暴な行動を取っていたなどの事情がないから」ということを、わざわざつけ加えているのですけれど、ではAが、日常的に出歩くと誰かをぶん殴るような習性を持っている子どもだった場合にはどうだったんだという話になり、そうだとするとそのような子どもに対しては、見張りをつけておかなきゃいけないのかなというようなニュアンスを少し感じるのですが、現実にはそれは難しいのではないのかと思って、ここのところはどのぐらい力を入れて読むのかというのが、我々弁護士的には判決の読み方として悩ましいところ

です。これでも大丈夫という、念のために書いてある可能性もあるのですね。ただ、表面だけを見ると、Aが乱暴な行動を取っている場合には別の配慮が必要だったという文脈に取る可能性もあります。それぐらい、総合判断というのは本当に大変難しいということです。

今の事案は、教室内でしかも先生がいる場面での事故でしたけども、今度は校外のけんか事故というので、大阪地裁の昭和50年3月3日をご紹介します。

**【事案の概要】** これもちょっとゆっくり目に読みますね。Xは、Y市立の小学校に通学する小学6年生の女子児童です。昭和44年5月1日正午過ぎ、Xは、給食準備中に、同級生の男の子Aといさかいを起こしました。Xは、男の子AがXや女の子Bを追いかけたりしたことなどから、その日の放課後、男の子Aに対して、女の子Bを通じて「決闘しよう」と申し入れました。そして、放課後午後3時半ごろ、学校裏門脇の講堂裏にXは女の子Bを連れ、男の子Aは5名の級友を連れて集まった。Xと男の子Aはとっくみあいのけんかとなり、互いにもみあううち、男の子Aが、左手でXの左眼付近を殴りつけた。それでXは、左眼に強い痛みを感じたことから、保健室に行き応急処置を受けた。そして、その日のうちに、眼科医院での治療を受けたということです。

しかし残念ながら結論として、網膜剥離を起こしてほとんど失明に近い状態になってしまったという事件です。

それで、Xは、男の子Aの母BとY市に対して、両方に対して裁判を起こしたわけですね。これに対して、Y市って要するに学校のことですけれど、学校は、本件事故はほとんどの児童が下校した3時40分ごろ、教職員の目が及びにくい裏門近くで起こった出来事で



あり、たまたま口論の途中に通りがかった教諭が、Xら児童を見とがめてすぐに帰宅するよう注意し、同人らは帰り始めたものの、当該教諭の姿が見えなくなってから再びけんかとなって本件事故に至ったものであり、教職員に監督義務の懈怠はないとして争ったということです。

判決、①はいわゆるさっきの事理を弁識するに足りる知能があったかなかったかという論点に関するところですが。本判決は、もし男の子Aが11歳1カ月の少年で、弁識される知識力、能力を備えていたら、男児Aの母Bは助かるわけですね。そういう関係だから、多分この母さんは、うちの子はちゃんと能力があったのよということを主張したわけです。それに対する判決部分です。

「Aは11歳1カ月の少年であり、その年齢かつ全行為の責任を弁識するに足りる能力を備えていなかったものと認めるほかはないから、男児Aの母Bは民法714条により、Xに対して損害賠償責任を負う」ということになります。11歳1カ月ですから、普通の我々の業界というか、我々の法律の世界の考え方としては妥当なところだと思うのです。

②、小学校の校長、教諭は、親権者等の法定監督義務者にかわって児童を監督すべき義務を負うが、その監督義務の範囲は、親権者等のそれが児童の全生活関係に及ぶのと違って、学校教育の場における教育活動及びこれと密接に関連する生活関係についてだけに限られる。

では、これが密接に関連する生活関係だけなのかというところで、③、本件事故は、学校敷地内での出来事であるとはいえ、放課後しかも教職員の目を盗んで行われたけんかに起因するもので、教育活動あるいはこれと密接に関連する生活関係から生じたものとはいえ、もはや校長や教諭の監督の及ぶ限りでないし、本件事故前の教育の過程においても、児童に対する日常の生活指導、監督に格別の欠陥はなかったと認められるということです。

さっき幾つか例を挙げたわけで、場所としては学校敷地内ですから認められる方向なのですけれども、放課後でありますし、そもそも、学校の教育活動ともあんまり縁がないよというようなところで、責任は負わないというような判断になったということです。

まあ、これが普通かなと思っております。ただこれも、その前の給食活動中のけんかが原因になっているわけですね。給食活動が原因になって、その日の午後というところから、そこをもうすごく重視していくと、その給食のときのトラブルの処理の仕方に先生にミスがあったかなかったかみたいのところから、どんどん、どんどん関連性を強めていくという主張が出る可能性があり、この裁判でも被害児童の側は随分その主張をしています。

ただそうはいっても、そのときにはちゃんと先生は注意して、もうこれで終わりねって言って終わりにしたのだから、まさか決闘を申し入れて、決闘なんて暴力行為をやると思ってなかったという先生だったようなので、縁がないと言われたということです。ただ、いろんな要素が入ってくるということも関係してくる場合があるということです。

何となく皆さん、どんなあてはめ方をすればいいのかなというのをおわかりいただけたかと思うのですが。

それでもう一点、ちょっと時間が少ないので手短かに言います。7ページ以降。

第4、「学校による事後の動き方」って書いてありますけれど、一つ、こういう児童同士の事故が起きたときに、学校が示談の仲介というか、話し合いの仲介をするのかという問題があります。

この上記の「校内けんか事故」の判決には、以下の記載があります。

「証拠略によれば、本件事故後、校長が中に立ってXの両親とBとの間で示談の交渉を進め、昭和44年11月28日、金5万円の見舞金をもって一切異議なきものとする示談書を作成して双方に一部ずつ提示したが、X側は見舞金5万円を受領したものの、示談を確定的に了承するには至らなかったことが認められ、右5万円の授受をもって一切が終局的に解決されたものということとはできない。」

ここから察するに、校長が間に入って両方のご両親との間に示談の交渉を進めて、5万円ですらどうかという提示まで、どうもしたようなのです。既に5万円の授受はしたのだけでも、書面はきちんとつくられていなかった。結果として、何が起きたのかよくわかりませんが、学校もその後一緒に訴えられているということです。一生懸命、校長先生が入られたけど、結果として事案をこれで終わらせることはできなかったというケースです。

それで2番ということで、括弧に入っていますが、（学校に責任がないと学校自身が判断している事例で）学校に示談あつせんとかの仲介をする義務があるのかという質問です。

これに対して、まずきっぱり言えるのは、（1）法的義務はありません。

すなわち、加害児童側あるいは被害児童側から「示談をあつせん」してください、「話し合いの場の提供」を学校が提供してくれと求められたとした場合、学校がそれを断ったとしても、それを断ったということの原因として、学校が損害賠償責任を負うということはないという意味で、法的義務はないということです。

一応言っておくと、「程度の差はあれ責任がある」と、学校もちょっとは悪かったよなと思っようなケースにおいて、学校が特に被害児童側と交渉等することがあるのは、それは当然のことなのですけれど、それは「加害児童」と「被害児童」の仲介をするのとは意味が違います。

では、法的義務はないけど、教育的配慮として「示談をあつせん」などをすべきではないのかみたいなお悩みを抱えていることが多いのではないかと思います。まず弁護士としての感覚を申し上げますと、学校が「生徒・保護者間の民事紛争に巻き込まれる危険」が生じるので、本来的には非常に難しいことをやるのですよということを申し上げたい。弁護士としては、やめておいたほうがいいよというふうなアドバイスしたくなるような状況です。

ここにも書きましたが、裁判所の民事調停は、調停委員も裁判官も事件とは全く無関係なのです。それなりに紛争解決のプロですよという構えを見せて、今までたくさん事例を見てきて、こうなのですよって、ある種、権威づけていろいろ解決案を提示したりする。弁護士の的には、それでもまとまらないケースがいっぱいあるというのが実感なのです。だから、要するに紛争をまとめるってすごく大変なことなのです。というふうな自覚があるので、学校の先生がおやりになるのは大変だなというのが実感としてあります。

また、今この事例のように「学校に責任がないと学校自身が判断」している場合であつ

ても、被害児童側や加害児童側も同じ認識かどうかは別です。要するに、「学校にも責任がある」じゃないかという感覚のある当事者を相手に、真ん中の仲裁者的な顔をしてあつせんをするというのは非常に難しいです。仲裁的な意見はしても、「学校がそれを言うのですか」的なニュアンスに取られてしまうときもあります。弁護士の感覚で申し上げるとなかなか難しいというのが実感です。

ただ、そうはいつでも、もっと小さい事件。例えば学校の教室内で生徒同士がぶつたりして泣き出してしまったなんていうときに、そのときには、学校は中立ですから「どっちの味方もしません。」みたいなことを言うのもおかしくてですね、その場合は担任の先生が、「〇〇君、△△君をぶつたでしょ。特に理由がないでしょ。だったら謝りなさい。」というようなことをやるのは、それは教育の範囲内で当然おやりになるべきだと思いますし、それをやるなと言っているわけでは全然ないです。

また、恐らく今なら、「□□ちゃんが◆◆ちゃんをぶつたりしたので、こういうことを□□ちゃんに言いました」なんていうことを、先生方は、その日のうちに電話などで丁寧に保護者にもご説明なさっているのでしょうか。それも大変いいことだと思います。

ただ、ここからあとは程度問題の議論になっていくのですが、先ほどお話しした事案のように失明したかどうかみたいなレベルの議論になってしまうと、ちょっともう手に負えないのではないのかなというのが率直なところで、本当だったら「別なところで解決したほうがいいのではないのですか」というふうに見える感じですか。非常に悩ましいところなのですけれども、そういうことです。

あとは全部に解決策があるわけではありません。私は弁護士ですので、弁護士としての実感がほとんどです。そういうところでお話をいたしました。

以上で報告を終わります。

それでは、ただいまの報告に、ご意見、ご質問はありませんか。

## ○藤崎委員

裁判までいかないほうが圧倒的に多いわけで、学校内で起きていることをちょっと照らしてみると、なぜ学校に責任を求めるのかというところを見ていった中で、なるほどねと思うのは、3番の「真実を知りたい」という、この意見をすごく聞くのですね。

これも本当にケース・バイ・ケースなので、一言で言い切れないのですが、例えば加害・被害等であれば、被害者の親からいろいろこういう話が出るのですが、自分たちが欲しいアンケート結果が出てこない、真実を隠していると。それ以上、学校側としてはもう何も出せないのですが、何か隠しているに違いないというところにどうしても行ってしまって、なので真実を出せという。ですから、書面で出せというのがよくある話で、最近多いですね。書面で出てきたところが自分たちの欲しい答えではなかった、これでは不服だから、もう一度取りなおせという。

要は、出てくるまでということなのですが、なぜそれが起こるのかのほうは実は大切に、日ごろからのやりとりの中で、どこかに不信感であったり、不信感に至らないまでも疎遠という、先生と保護者の間の会話ですとか、接点というのが、どんどん、どんどん薄くなっているような、何の根拠もないですけども気がして、そういう意味でいう

と、結局そういう真実が知りたいという言葉のもとに、被害者側というところ、加害者側が飛び越えて、学校側というところがよく出ているなど、そういうところでいうと、真実を知りたいという、ここに明記されていることが、一番私の中ではよく触れることだなと思ったので、ちょっとそこだけ感想まで、お伝えしたいと思います。ありがとうございました。

### ○委員長

要するに、正確にぶれないで説明ができたかどうかというところが、後々紛争を早期に解決するのに役立つということは間違いなくあるのだと思います。説明が二転三転すると、それ自身がもう、何か隠しているのだろう的なことになるので、やっぱり初動が大事なのだなど、いつも常々思っているところですね。

### ○藤崎委員

それでいうと、スピードと、それから学校というか組織側からすると、まず順番としては担任、担任で納得してもらわないと主任か学年主任か副校長、最後に校長という順番で行こうとする。でも保護者の真意としては、最初から責任者からの説明を求めるといふ。ここの、やっぱりどうしても、組織側と個人側の理屈の違いが出てくるなというのが、非常に感じています。

### ○委員長

結構、重いテーマでしたね。

### ○藤崎委員

でも、情報としてこれは知っておくべきだと思いますね。

### ○委員長

ただ、こういう裁判とかになると、こんな発想でやるのですよということをご理解いただいて、要するに妙な話ですが逆算なのです。別に裁判がいいというのではない。裁判になるとこうなるということから逆算していくと、では何をしていけば裁判を避けられるというようなニュアンスも含めて、逆算していろんなことを考えていくというのは、紛争解決とか紛争を大きくしないための準備にも役立つと思いますので、ご紹介申し上げました。

### ○尾形委員

私もかつて小学校に勤めておりました。その経験からすると、学校では、裁判に至らないけれども、本当に小さなトラブルや事故というのは多くあります。そして、それを学校として大きな問題にならないように解決しているという現状があります。そこで、ここに委員長から貴重な資料とともに勉強をさせていただいて、改めて事故のない、そして事故の少ない学校づくりを進めていくことが大切かなと思いました。

私は、学校の安全の基本は、一人一人が危機意識を高めていく、高揚していくというこ

とじゃないかなと思います。危機意識を強く持つことが事故防止につながるのではないのでしょうか。危機意識があると、たとえ事故が発生しても、対応が素早くでき、そして被害を最小限に食いとめることができます。その結果、保護者または子ども同士で、いい方向での解決が可能になります。そして、それにより、事故が教訓となり、教訓がさらに危機意識を高めていくのかなというふうに思います。

その点からして、教育長を中心とした大田区教育委員会事務局の意識、危機意識の高さと、そして対応能力には我々教育委員はすごいなと、いつも感謝しているわけです。学校の安全と、そういうのを構築するには、やっぱり危機意識を高める、高揚していく、そして安全管理を徹底して、安全教育を推進していくということかなというふうに思いました。さらに、この資料を教育委員会や学校などで読んでいただいて、学校事故を少なくしていただきたいです。

ありがとうございました。

### ○委員長

では、ほかにご意見やご質問等がなければ、次の日程に入ります。

日程第2について、事務局職員の説明を求めます。お願いいたします。

### ○事務局職員

日程第2は「議案審議」でございます。議案を読み上げます。

第31号議案 平成28年度第二次補正予算の追加要求について。

第32号議案 学校教育法附則第9条の規定に基づく平成29年度特別支援学級使用教科用図書採択について でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○委員長

では、第31号議案について、事務局から説明をお願いします。

### ○教育総務課長

第31号議案 平成28年度第二次補正予算の追加要求議案について。別表の平成28年度第二次補正予算案一覧表についてご説明をさせていただきます。

教育費、教育総務費、幼児私学費。補正前の額0円、補正要求額が679万5,000円でございます。こちらは歳出予算として概算交付された国及び都の負担金額（幼稚園運営費）の確定に伴いまして、超過した交付金額を返還するというものでございます。

続きまして、教育費、小学校費、学校管理費。補正前の額5億2,025万1,000円、補正要求額306万円、補正後の金額5億2,331万1,000円。

教育費、中学校費、学校管理費。補正前の額4億43万4,000円、補正要求額348万円、補正後の金額4億391万4,000円。こちらは土砂災害の未然防止及び校舎の安全を確保するため、学校に設置されました崖等の健全度の調査を実施するものでございます。なお、対象校は松仙小学校、馬込第三小学校、小池小学校、馬込東中学校、大森第四中学校、馬込中

学校の6校でございます。

区長に対して補正予算要求のため、本案の審議をお願いするものでございます。

31号議案については以上でございます。

### ○委員長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問はありますか。

私から一つだけ、これは崖の健全度の調査というお話なのですが、何か具体的に最近の雨で崩れてしまったとか、何かそういうことをしなくてはいけないのかなという、きっかけみたいなものがあつたのですか。

### ○副参事（教育施設担当）

今回の調査につきましては、崖を担当する区の部局によりまして、調査した結果に基づきまして、主に5メートル以上の高いがけ、これに対しての調査でございます。早急に第三者に崩落等において影響を与えるという可能性としては低いという判断ではございますが、今回、教育委員会のほうでは先ほど説明したとおり、未然防止と長期的な維持管理をめざすということで、健全度調査をさせていただくことになっております。

### ○委員長

わかりました。では、何かほかにご意見、ご質問は。

では、第31号議案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい。」との声あり）

### ○委員長

第31号議案について、原案どおり決定いたします。

次に、第32号議案について、事務局から説明をお願いいたします。

### ○教育総務課長

第32号議案 学校教育法附則9条の規定に基づく、平成29年度特別支援学級使用教科用図書採択について でございます。

大田区におきましては、教科書用図書採択要綱第14条第1項により、区立に設置されている特別支援学級で使用する教科用の図書につきましては、区立学校の通常学級で使用する教科用図書を使用することと規定されています。

また第2項で、全校の指定にかかわらず、学校教育法附則第9条に規定する、教科用図書に使用すると教育長が認めた場合は、特別支援学級設置校の校長会が審議を行い、適切と考える教科用図書を教育委員会へ交付すると規定されております。

なお、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択については、児童・生徒の実態により、より一層対応した教科用図書を選定するため、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条の規定から除外されております。

そのため、4年間という期間によらず、毎年の採択をしているところでございます。  
なお、教科用図書の選定委員会につきましては、指導課長から報告させていただきます。

#### ○指導課長

特別支援学級で使用する教科用図書の選定について、具体的にご説明を申し上げます。

「特別支援学級の児童・生徒の障害の種類、程度、能力、特性に最もふさわしい内容。」「文字、表現、挿絵、取扱う題材があること。」「可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容であること。」「特定の教材もしくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書ほか図鑑、問題集などは除く。」という観点のもと、特別支援学級設置校の校長会が、東京都教育委員会の特別支援教育教科用調査研究資料及び、各設置校の意見を踏まえた上で、適切と考える教科用図書として選定をしております。

報告された図書は、平成29年度小学校・中学校特別支援学級使用教科用図書一覧のとおりでございます。

以上でございます。

#### ○委員長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問はありますか。

#### ○藤崎委員

毎年見直しを入れているということですね。

#### ○指導課長

毎年やっております。

#### ○藤崎委員

例えば、来年度以降、小学校においては、英語、外国語教育を強化するというような、トータルの方針とかありますけど、それはここには反映されていますか。例えば英語が変わっているとか、増えているとか、そういう傾向は何かあるのですか。

#### ○指導課長

今おっしゃったのは、通常の学級での動きでございまして、それに伴って特別支援学級での使用教科書も、若干、配慮していく方向はあると思います。しかしながら、原則的には、通常学級での方向を見据えつつ、特別支援学級での教科書、教科用図書、附則第9条本を選定しているという状況でございます。

#### ○藤崎委員

それで、今回はそういう大きい変更ですとか、大きい特徴というのは、特段、この1年間の変更では見られないということよろしいでしょうか。

○指導課長

さようございます。

○藤崎委員

ありがとうございます。

○委員長

ほかに、ご意見、ご質問はありますか。

(「なし。」との声あり)

○委員長

では、第32号議案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第32号議案について、原案どおり決定いたします。

これもちまして、平成28年第8回大田区教育委員会定例会を閉会します。

(午後2時50分閉会)